

背割り



- 背割り鋸は温湯で洗浄
- 30か月齢以上の処理には専用の色分けした器具を使用



ナイフ

せき髄除去



バキューム



枝肉検査

- せき髄が十分除去されているか確認

21

枝肉識別



- タグによる枝肉の識別管理

洗浄



30か月齢以上のせき柱を染色



冷却・保管

30か月齢以上の枝肉は専用レーンに保管

22

グレードチェンジの手法を利用した月齢による区分管理
～30か月齢以上の枝肉はその日のシフトの一番最後に処理～

部分肉処理



せき柱の除去



せき柱とそれ以外を仕分け
→ベルトコンベアーで搬出

包装・表示

ラベルの保管(鍵付き)



ラベル保管庫の扉



保管庫の中

責任者がラベルと中身が合致しているか確認してから梱包

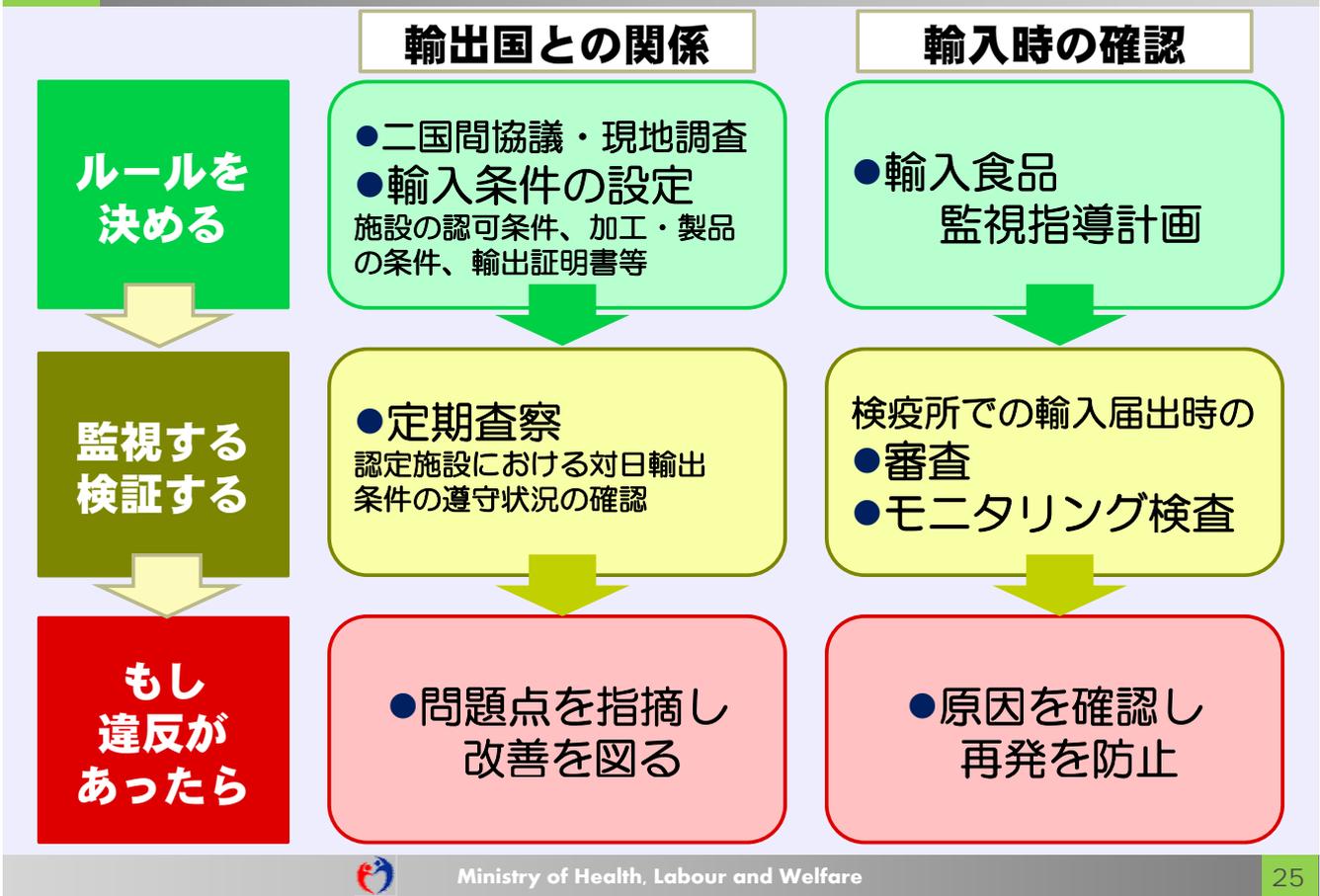


輸出向け、月齢区分等により製品コードを分類している

保管・出荷



■ 輸入牛肉の安全性を確認する仕組み



25

■ スケジュール

- 2月 1 日 国内措置見直しの省令改正（検査対象30か月齢超、SRM見直し）、せき柱に係る告示改正・施行、輸入条件見直しの通知改正・施行
- 4月 1 日 国内措置見直しの省令施行

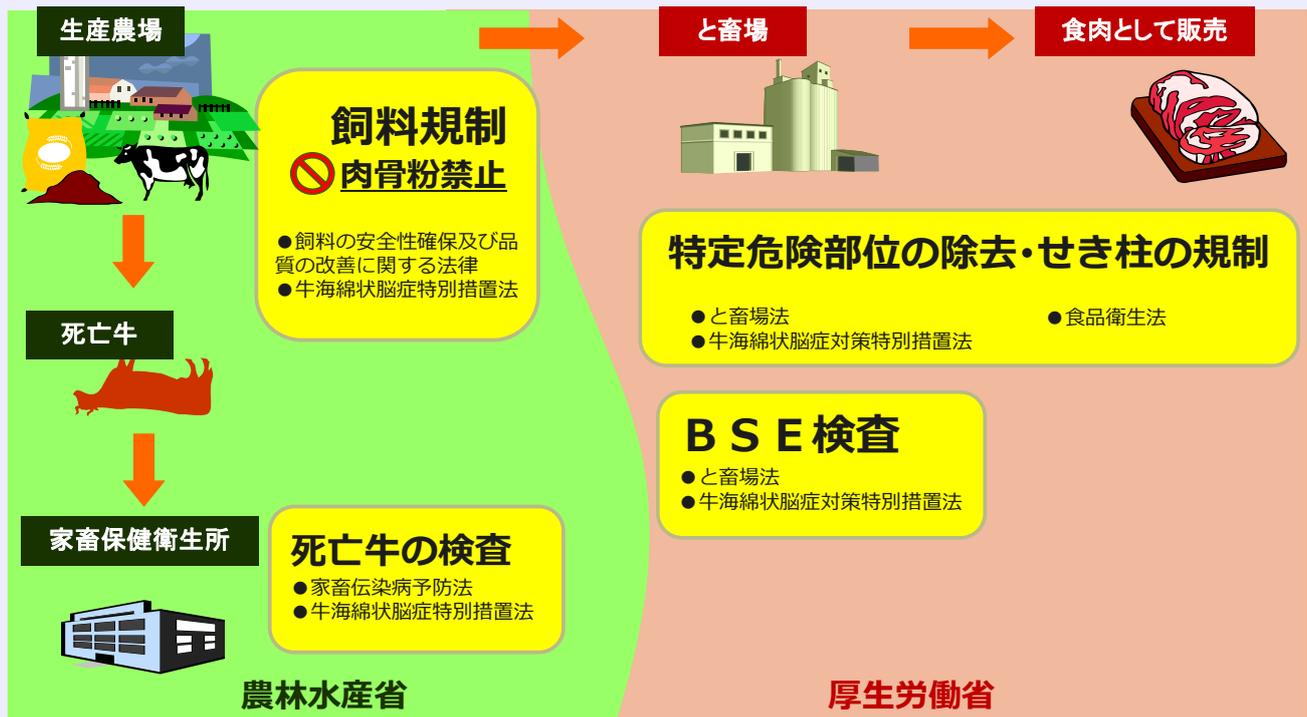
※国産牛の検査費用の補助(21か月齢以上)については、本年4月の段階では継続することとし、食品安全委員会の2次答申の際に見直し。

参考資料



【参考】国産牛のBSE対策の概要

● 飼料規制などの生産段階からと畜、販売の各段階における規制により、食肉の安全性を確保



<トレーサビリティ（農林水産省所管トレーサビリティ法）（注）>

（注） 個体識別番号により、その牛が、いつどこで生まれ、飼育され、と畜されたかなどが確認できる。

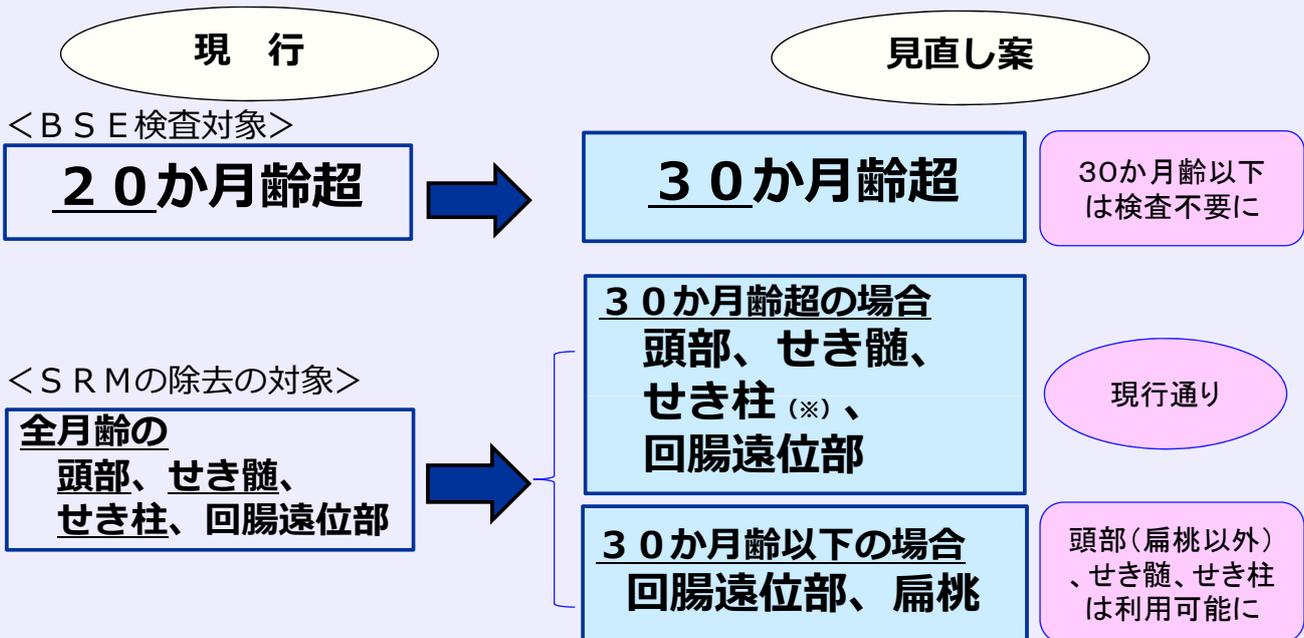


【参考】BSE対策の経緯

	国内			輸入	
	検査対象	SRM除去	その他の動き	米国・カナダ	ヨーロッパ
H 8. 3 H12. 12					英国産: 禁止 EU産: 禁止
H13. 9	国内で1頭目のBSE感染牛確認				
H13. 10	全頭検査	・除去・焼却義務づけ -頭部 (舌・頬肉以外) -せき髄 -扁桃 -回腸遠位部	・肉骨粉飼料完全禁止 ・牛海綿状脳症対策特別措置法の公布	カナダ産: 禁止 米国産: 禁止	
H14. 6					
H15. 5 H15. 12					
H16. 2					
H17. 8 H17. 12	21か月齢以上			20か月齢以下 輸入再開 ※H18.1~7 混載事例発生のため米 国産の輸入手続停止	
H21. 4 H21. 5			・ピッシング禁止 ・OIE総会で「管理されたリスクの国」と認定		



【参考】国内措置の見直し ~検査対象・SRMの除去の対象~



- ・厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則及びと畜場法施行規則の改正
- ・食品、添加物等の規格基準の改正

※ せき柱中の背根神経節にBSEプリオンが蓄積されるため、せき柱を規制の対象としているが、骨の部分にはリスクはないため、骨の突起部分について規制の対象外となる範囲を拡大する。



1 国内措置

(1) 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRMの範囲

頭部（扁桃を除く。）、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

2 国境措置（米国、カナダ、フランス及びオランダ）

(1) 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

(2) SRMの範囲

頭部（扁桃を除く。）、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

※ フランス及びオランダについては、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえ、さらに月齢の規制閾値（上記1（1）及び2（1））を引き上げた場合のリスクを評価。

